

## 平成 30 年度第 2 回みえ森と緑の県民税評価委員会

開催日時：平成 30 年 7 月 24 日（火）14 時 00 分から 17 時 00 分まで

開催場所：三重県農協会館 5 階 大会議室

出席委員：8 名

松村 直人	委員長
小林 慶太郎	副委員長
大浦 由美	委員
玉置 保	委員
南条 七三子	委員
別所 浩己	委員
矢田 真佐美	委員
吉田 正木	委員

傍聴者：7 名

- 1 開会
- 2 あいさつ（農林水産部長 岡村）
- 3 議事

〔事務局〕

議事に先立ち、委員 10 名中 8 名が出席しており、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを報告。

〔委員長〕

議題に入りたいと思いますが、皆様方のご協力によりまして議事が円滑に進められますようよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

（本日の流れについて説明。）

〔委員長〕

ありがとうございます。

ただいまの説明のように、前半と後半と分けて、途中で休憩を挟みたいと思い

ます。よろしく申し上げます。何かご質問等ございますか。  
それでは1つ目の事項「平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績」について、事務局から説明をお願いします。

(1)平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

〔事務局〕

(資料2-1、2-2に基づき説明。)

〔委員長〕

ありがとうございます。

以上がみえ森と緑の県民税基金事業の実績でしたが、ここまでの所で何か質問等ありますか。

それでは、先に進めまして、「平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業のうち、主に議論する事業」について事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

(資料3(2~8ページ)に基づき説明。)

〔委員長〕

ありがとうございます。

事前に以上のような作業をお願いしていました。この方法についてご意見等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは順番に議論していきたいと思います。それぞれの概要と実績について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

(資料3(9ページ)に基づき説明。)

〔委員長〕

この鳥羽市の事業につきまして、いろいろ意見をいただいております。

委員の皆さまいかがでしょうか。

〔委員〕

これは効率性の視点が評価の境になっていて取り上げられている事業ですよ。施工単価についての意見がありますが、面積を見ると11.17haとかなり広い面積なので、作業によってはこのくらいではないかと思いました。私は、他の事

業と比べて突出して高いとは感じませんでした。

しかし、単価というのは明細を見てみないと、なかなか議論ができないので、他の事業では、単価が高いと思われる事例もあるのではないだろうかという気はしています。

公益性の視点の長文の意見は私が出したものです。

みえ森と緑の県民税で危険木の伐採や私有地などの樹木の伐採がいつも議論になっていますので、みえ森と緑の県民税で整備する意義を、私なりに整理しました。

地域によって、ある程度負担ができるのであれば負担をするという中で、税金を使って整備する仕組みが、当面はあってもいいのではないかと考えています。本来、個人が適切に管理できなくなった森林や竹林を部分的に手放すことができる仕組みがあってもいいのではないかと考えています。今は、全部放棄してしまうことしかできず、一部を放棄する仕組みはありません。林業家が不要な森林だけを手放すということになると問題だと思いますが、一定の管理ができなくなった森林を手放すというような仕組みです。

国で検討されている森林環境譲与税（仮称）では、自分が管理できなくなった森林を市町へ預けて管理するという手法ができるのかなと考えています。

〔委員長〕

ありがとうございます。今のご意見で何かありますか。

〔事務局〕

資料 2-2 P248 の 4 効率性【事業費の積算根拠】として、「環境林整備事業に係る標準単価により積算」と記載させていただいております。

また、「価格を下げていかなければならない」ということはご意見のとおりだと思います。地域住民や NPO など、どのように協働していくかなど、方法を模索しながら、維持管理の単価を減らすなどの工夫をしていかななくてはならないだろうと考えています。

〔委員〕

私は作業内容から考えると、この事業の事業費はかけ離れた金額ではないという印象を受けましたが、委員としてはどの作業にどれくらいの経費がかかるのかということが判断しづらいと思います。もしよろしければ、例えば必要となった人工数だけでも、参考数値として今後あげていただければ参考になると思いますので、検討いただければと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。その他にご意見はありますか。

〔副委員長〕

意見の中には質問や疑問がありますが、市に投げかけていて答えがあるようであれば、ご紹介してもらいたいと思います。まだ投げかけていないのであれば、委員からこのような意見があったということをして市へ伝えていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

〔事務局〕

まだ、市には伝えてない部分もありますので、情報共有していきながら県と市町と一緒に考えていきたいと思っています。

〔委員長〕

その他、いかがでしょうか。

〔委員〕

有効性の評価 2 の意見にある「実施後の管理体制の確保が不十分なのではないのか」や、有効性の評価 3 の意見にある「税を使うときの根拠」について、事業の目的を読むと、恐らく「どうしようもなく、こういう形で税を使う」のであろうと思うのですが、それまでに至った経過などが詳しく記述されて、もう少しよくわかるようになっているといいと思います。

あわせて、例えば自治会の要望であれば、「実施後は自治会に責任を持って頑張って維持して欲しい」ということだと思うのですが、「所有者において適切な管理をお願いする」という文言だけでは、実施後はどのように管理されるのか、はっきりしていないと思います。

それはこの事業だけの問題ではなく、いろいろな事業で「個人の所有者ではどうしようもなくなって、みえ森と緑の県民税を使って整備する」ということがあったと思います。この事業だけではなく、実施後どのように管理していくのかということについて、ある程度の方向性を訴えることができればと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。

この地区が選ばれた理由とかご存知でしたらお願いします。

〔伊勢農林水産事務所〕

ここは地域からの要望が大きいところを鳥羽市が整備したと聞いています。山林下方にある農地の獣害が深刻であるということと、森林の場所が鳥羽市浦村町で海にも近く、付近では牡蠣養殖もしているということで、森林への関心が高い地域だったということもあり、この地域を選択して事業を実施した、と聞いております。

〔委員長〕

ありがとうございます。

この事業に限らず、里山の整備全般についてはどうですか。

〔事務局〕

事業実施にあたっては過渡期とは思っています。例えば、地元負担や管理体制などについては、市町と連携して話をしながら進めていきたいと考えています。

〔委員長〕

よろしいでしょうか。

それでは、次の事業に進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

(資料3(10ページ)に基づき説明。)

〔委員長〕

委員の評価も割れているのですが、この事業について、いかがでしょうか。

〔委員〕

私はかなり辛口の評価をしました。

今、気づいたのですが、写真2にある「記念樹の一例」という記述は、「一般的に記念樹にはこのようなものがあります」ということで、だから実際に配布した樹種と一致していないのですね。そのことがわかりにくかった、という事がひとつです。

もうひとつは、みえ森と緑の県民税では街中の緑も対象にしていると思うので、その点では記念樹の配布もあってもいいとは思いますが。ただし、樹種を選択については、広報に「三重県の木ぬくもりを身近に感じて下さい」という言葉があることを考えると、なぜオリーブが配布する樹種に入っているのかということが大変疑問でした。

例えばある住宅メーカーは、「5本の樹計画」という形で、エクステリアとして

植える木であっても、自然との共生という哲学をもって、このような樹種を植えてみたらどうですか、ということをやっている所もあります。

みえ森と緑の県民税を使ってこのような事業を実施するのであれば、どのような木を配布して、どのように説明していけばいいだろう、ということ、考えるような事業をしていただければと思います。

〔委員〕

コメントで「サクラやイチョウなどは予想外に大きくなるだろう」と書いたのは私ですが、イチョウやサクラやマツを配布したのではないのですね。すみません、勘違いをしていました。

いずれにしろ、いろんなイベントで苗木を配られることはありますが、オリーブは日本の木ではないですし、どのような樹種がいいのかということは検討しなくてはいけないと思います。

〔四日市農林事務所〕

鈴鹿市から聞いた内容では、「結婚祝いや新築祝いなど、人生それぞれに記念日がある、その年にいい思い出が出来るようにしたい、だからこのような取組をしている」ということが一点です。なぜオリーブなのかというと、平和の象徴ということでオリーブ、新築祝いなどで洋風の家なら洋風がいいということもありますので、受け取った方に喜ばれるのが良いということでオリーブも選べる状況にしてあるということです。

また、入学や結婚などのお祝い事にあわせてもらいに来る市民の方には好評をいただいているということです。受け取った方にとって、記念になればいいと思っている、ということです。

〔事務局〕

いろいろな事業で、ストーリー付けや森林環境教育とどう結びつけていくかということなどを考えていかなければならないと思います。そこを市町と一緒に話し合いながら高めていきたいと考えています。

〔委員〕

私も辛口の評価をしました。公益性の評価 2 の「無料配布にひかれて来た人がほとんどでないか」と書いたのは私です。

植木まつりの時に配っても、もらった人がその日が記念日だとは思いませんし、何の意味があるのだろうかと思いました。苗木を出荷した植木屋さんは売上に結び付いたのだろうと思いますが、どのような物でも、無料というのはもらっ

た人がありがたみを感じないだろうと思います。自分が山で採取してきたとか、自費で手に入れた樹木とかなら大事にすると思いますが、なんとなく植木まつりに行って無料でもらってきた樹木が、その後大事に育てられているとは思えません。申し訳ありませんが、あまり意味を感じない事業でした。

〔委員長〕

そのような評価があったということで記録にとどめたいと思います。

〔副委員長〕

今、委員から「その後大事に育てられているのだろうか、大事にされないのではないだろうか」という懸念がありましたが、配ったものが植えられているのか、どのような所に植えられているのか、大事に手入れされているのか、という、実施後のフォローがあって、配っておしまいという事業になっていなければ、木を大事にする心が育まれている、と捉えることもできると思います。例えば、写真を送ってもらってHPにあげるなど、あとのケアは考えていますか。

〔四日市農林事務所〕

鈴鹿市としては、記念樹をお渡しする時に住所氏名と、何の記念日かということのを伺っているそうです。状況を確認することも検討させていただきます、ということでした。

〔委員長〕

それでは、次の事業をお願いします。

〔事務局〕

(資料3(11, 12, 19ページ)に基づき説明。)

〔委員長〕

ただいまの事業につきましてコメントがありましたらお願いします。

〔委員〕

散策路や駐車場のコンクリート舗装の必要性について、補足はありますか。

〔津農林水産事務所〕

津市は他の市町同様にユニバーサルデザインの街づくりを推進しています。この「美里水源の森」におきましても誰もが安全に憩い親しめる里山として整備

するにあたり、最小限の範囲で散策路及び駐車場を舗装したものです。散策路につきましては、残念ながらバリアフリー法の勾配を満たさない箇所があるものの、介助者の助けを借りれば車いす利用者も快適に自然に親しむことが可能となっています。また、駐車場につきましても降雨等により浸食を受けやすい傾斜箇所のみを舗装したところです。なお、舗装及びのり面構造物の設計にあたりましては津市が管理する他の施設に比べ華美となることがないように配慮したと聞いています。今後、景観や経済性も勘案し、適切な工法の選択に努めるよう指導してまいります。

〔委員長〕

ありがとうございます。よろしいでしょうか。そのほか、何かご意見はございますでしょうか。

〔委員〕

舗装が気になったのですが、山の中に真っ白なコンクリート舗装があると違和感があります。カラーコンクリートで違和感のないように舗装していただくと印象が変わるのではないだろうかと思いました。

〔委員〕

コンクリート舗装の散策路と駐車場の写真が出てきたので、驚いてコメントを付けました。

全体の中で、必要な部分を舗装したというのであれば、全体像を資料の中で示していただいて「この部分にみえ森と緑の県民税を使いました」という書き方をしてあれば、もう少し分かりやすいと思います。ぜひ、工夫していただきたいと思います。

みえ森と緑の県民税が使われたのは、森林環境教育にかかる経費は大きな額ではないと思いますので、多くは舗装の部分、美里水源の森のコンクリート舗装などに使われたという理解でよろしいでしょうか。

〔事務局〕

P168にあるように、散策路や駐車場整備の経費は約3,200万ということです。

〔委員長〕

その他、いかがでしょうか。それでは先の事業に進めます。

事務局、お願いします。

〔事務局〕

(資料 3 (13 ページ) に基づき説明。)

〔委員長〕

この事業につきましていかがでしょうか。

〔委員〕

公益性の意見として「5,000 人/310,000 人」という数字を書きました。四日市市の取り組みで 5,000 人という想定の数値だけが記述されていると、四日市市の人口で割ったら 1.6%というさみしい数字が独り歩きしてしまいます。現実的には、例えば小中学校の社会見学の一環としてこの施設に行ったとすると、帰宅してから子どもが両親やおじいさんおばあさんに「こんな立派な物がある」と話をして、口コミや人の輪で良い素材を使っているということが広がっていく、というようなことがあると思いますので、公益性（波及度）の捉え方と記述の仕方を工夫していただくと印象が変わったのではないだろうか、と思いました。示された数字で読み取って、厳しい評価になりました。

〔委員長〕

ありがとうございます。どうぞ。

〔委員〕

事務局ではなく、委員にお聞きしたいのですが、評価 3 の中で、改善やこんな所が足りないなどの指摘をされている方が多いように思いました。私は改善が必要な所があれば「継続は妥当であるが、工夫が必要」の評価 2 としてコメントをするようにしています。評価 3 で「継続が妥当」、そのままで良いという評価にも関わらずコメントが付いているというのは、評価する時の採点基準がどうなのか、と思いました。改善項目があるのなら評価 2 にしたらどうなのかと、私は評価 2 や 1 など、厳しめに付けているつもりなのですが。委員長、いかがでしょうか。

〔委員長〕

いかがでしょうか。評価 2 や 3 を選ぶ基準ですが。事務局、何かありますか。

〔事務局〕

資料 3 の 2 ページ参考をご覧ください。「取組が優れている 4、継続が妥当である 3、継続は妥当であるが、さらに工夫が必要である 2、現状の取組に改善が必要である 1」と、このような基準を作らせていただいております。これは平成 27 年度にご検討いただいた基準で、これが標準だと考えています。

〔委員〕

私も評価 3 としてコメントを入れている事業が多いと、ファイルを見ながら思います。これは、私なりの基準で「ここでこのように書いたからやって下さいよ」という念押しのような感じです。

この事業を例にすると、「木質化されてゆったりとリラックスできる空間が出来た」「森林環境教育に関するセミナーの開催を行う」と実績書に記述されていますので、それは確実にやってください、というように使っています。

確かに委員のおっしゃるとおり、「工夫が必要ですね」というコメントは評価 2 に付けるほうが妥当だと思います。

〔委員〕

私も評価 3 を付けて「こういうことをしてはどうですか」というコメントが多かったのですが、評価 2 を付けるとかなり大きな工夫をしなければならないように感じますので、評価 3 としてコメントを付けたのがいくつかありました。

ただし、この事業については、事業の目的に「来館者に木の特徴である温かみのある癒しの時間と空間を提供する」と記述されていますが、写真を見ると、この施設に入った時に「温かみがある」とか「落ち着く」と感じにくいのではないかと、申し訳ないのですが思いましたので、木質化するのであればもっとできることがあるのではないだろうかと感じました。そのようなことも含めてコメントを書きました。

〔委員長〕

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、次の事業をお願いします。

〔事務局〕

(資料 3 (14 ページ) に基づき説明。)

〔委員長〕

いかがでしょうか。

〔委員〕

有効性の評価 2 で意見を書いた記憶があります。

実績書に「県産材を利用した」とありますが、県内のどのような業者にどれだけの恩恵があったのか、供給した業者側にどれほどメリットがあるのかわかれば知りたいと思いました。

〔委員長〕

事務局、いかがでしょうか。

〔伊勢農林水産事務所〕

この工事は指名競争入札で落札した業者が請負施行しましたが、請負業者への木材の納入は別の業者が行いました。請負業者に確認を依頼したところ、材料費は 310 万円ほどであったとの回答をもらっています。

〔委員〕

ありがとうございます。

みえ森と緑の県民税の目的として、木材の利用を通じて、林業も含めて地元の木材関係業者の発展も目指すのが一つの目的だと思っています。県産材と書いてありますが、はたして地元の林業関係、木材関係、建築関係業者に、メリットがどれだけ地元に残っているのか、三重県内に残っているのか、ということが知りたかったことです。

森林・林業を取り巻く地元の関係業者に利益が還元されているのであれば、みえ森と緑の県民税の目的の一つの形だと思いますし、納得できると思います。

〔委員〕

私は林業関係業者の人間ですが、導入の趣旨を考えると、みえ森と緑の県民税としては、林業や製材業等の産業振興を目的としていないと思います。

「木材をもっと利用していきましょう」というのが、みえ森と緑の県民税の目的であって、必ずしも関係業者に還元しなければならない、とはなっていません。

林業関係にはほとんどこの税は還元されていませんし、林業関係者からは「還元してください」という声が多いようですが、なかなかみえ森と緑の県民税でこれをするのは難しいだろう、というのが私の感想です。

木材を利用することが結果的に林産業の発展に繋がっていくという意見はあると思います。いろいろな事業で木材を利用した家具、建物の整備をしています。例えばこの事業では、4,400 万円の事業の中で 310 万円くらいは材料代だった。

310万円というのは木材を納入した業者が取り揃えた既製品、板や柱など製材された物の値段です。それでは、製材から山側に返ってくるのはどれくらいかという、個々のケースはなかなか計算し難いですが、林業白書等の数字を見ると、製品の中で山林所有者に戻ってくるのは4%くらいです。ですから300万円のうち4%くらいが山側の山で木を育てている人の手に渡っています。大半は製材加工と流通過程の所でなくなっています。仮に300万円の収入が発生すると、山側に5%、15万円くらいが地域の山林所有者に戻ったという、あくまでも試算ですが、想定できると思います。

あと、委員が言われた地域材を使うことによる経済効果ですが、京都府立大学の先生が、地元の木材で建物を建てる場合と、輸入材で建てる場合の経済波及効果の違いを試算しています。それに基づきますと、輸入材を使って作った場合に対して、地域の木材を使った場合、木材を伐採した人、運搬した人、製材した人、またその家族に経済波及効果がある、という試算があります。

〔委員長〕

その他、いかがでしょうか。

〔委員〕

木質化の話題になっているので、産業界という点から意見させていただきます。木質化ということで、県産材を使って木製の備品である机や椅子、保育園なら木のスプーンや箸を入れてもらっています。単価や納期の問題、供給能力の問題もありますが、できれば三重県内の事業者の方々が納入に参画できるように、みえ森と緑の県民税の趣旨からは外れるかもしれませんが、地元経済、産業振興のきっかけになればと思っています。県内の事業者の方々も納税者ですので、そのような点もご配慮もいただけるとありがたいと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、次の事業をお願いします。

〔事務局〕

(資料3(15~18ページ)に基づき説明。)

〔委員長〕

単価についてのコメントが多かったようですが、いかがでしょうか。

〔四日市農林事務所〕

当該事業につきましては菰野町で一般競争入札をして19社参加された結果、この単価、金額となっております。価格的には適正なものだと考えています。33mの歩道は橋です。歩道橋と思ってください。事業費が高く見えるのはそのためだと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。いかがでしょうか。

〔委員〕

事前に評価をした時に事業費が高い印象を持ちました。事務局から数年に渡っての事業ということを知り、とてもこの報告書だけでは判断が難しいということがあり、数年に渡って実施する部分は色分けするなり、地域の地図を付けるなどをお願いしたところ、今日このようにして、細かい内容を提示していただいたので、先ほど言われたような歩道ではなく歩道橋だという、最後の図面の部分においても細かく記していただいたので判断しやすくなりました。ありがとうございます。

なかなか庶民感覚では県の予算や何千万や億と言われると、そんなにかかるものなのかと疑問に思ってしまうので、付けていただいた資料でわかりやすくなりました。

〔委員長〕

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

〔委員〕

33m 森の中を車いすで散策できるのに対して3,000万円が妥当なのか。例えば橋にしなくても森の中に入れるような箇所があればいいのではないか。私の知人にも森の中にバリアフリー歩道を自力で作っている人もいますが、それと比べて、これはみえ森と緑の県民税が使えるから作っているのではないかと見えてしまいます。

それから施工後なのに、段差があって車いすが上がれない。バリアフリーになっていないと資料から判断せざるを得ないので、詳しい記述が必要だと思います。

〔四日市農林事務所〕

この事業は複数年に渡っての継続事業で、まず橋の部分の施工をして、その後100m

の木製歩道が延長されます。全体計画では450mくらいの延長になります。資料3の17ページの資料です。平面図の中に距離が書いてありますが、木道254.5mと散策路175mと書いてありますが、このような物が繋がって歩道が完成します。ちなみに、駐車場が右にあります、左が今回の橋の場所です。まだ施工中で、今年度予定している木製歩道と繋がってからバリアフリーになる計画となっています。

〔委員〕

評価する際には、送られた資料で判断するしかないなので、説明資料が必要です。バリアフリー歩道というのであれば計画240mのうち、今年度は33mです、という記述があればわかります。

〔委員長〕

駐車場の方から菰野富士の方へ上がっていくのですね。

〔四日市農林事務所〕

そうです。菰野町は、菰野富士の整備を進められ、企業の森の関係につきましても菰野富士エリアに3社の協定場所があります。多くの方々に来ていただける森づくりということで、今菰野町で進めているところです。

〔委員〕

バリアフリーの木道ですが、先ほど議論した「美里の森」ではセメントで道を整備していて、やはり森の中でセメントはどうなのか、とっていたのですが、バリアフリーなので納得しました。こちらはこちらで木をふんだんに使っているイメージが強い。みえ森と緑の県民税として、森と緑を意識すると、工夫できる部分もあるのではないのでしょうか。一部分に木を積極的に使うとか、予算との兼ね合いで、バランスをとっていろいろなやり方があるだろうと感じました。もう一工夫することもできるのではないかと思います。

「菰野富士」だけではなく、「美里の森」も考えてほしいと思いました。

〔委員長〕

全体としての景観に対する配慮なども考えるのも一つではないかと思います。

〔事務局〕

「美里の森」の件もそうですが、景観や木道の工夫もどこまでしなければならないかということもあります。あと、安全・安心の面や、単価の面を考える必

要があると思います。

〔委員長〕

以上が取り上げられた事業です。残り時間も少なくなりましたが、全体として委員の中で印象に残った、疑問に思った等、コメントのある事業がありましたら議論をしたいと思います。評価の時に困った事例などありますか。

〔委員〕

資料 3 P7 木の薫る空間づくり 桑名市 資料 2-2 P21 木の薫る空間づくりで、桑名市の事業だけはCが付いています。

4500万円の病院備品等購入事業、木製のテーブルや机、椅子を導入しています。写真がP24にあります。たくさん入っているのが椅子、三人掛用ソファ152台が多いと思います。写真を見ると椅子の足の部分が木だと思えます。病院にはソファやテーブルは必要ですが、それをみえ森と緑の県民税でどこまで使えるのか。先程の私の話で、4,500万円のうち材料代は少ないと思いますが、先程の話で山側には5%しか還元されません。桑名市に病院を整備する事業ですが、桑名市を見てみると事業が2つしかなくて、1つがこの病院で4500万円。あと、小学校で430万円。この事業2本しかありません。ほとんどのお金を病院事業に使っています。今回から市町別に出していただきましたので、市町の取り組みがどのような物に多く使っているか、分かりやすくなって感謝しています。はたして病院の備品を買うのに4500万円のみえ森と緑の県民税を使う。こんな使い方が想定した使い方なのか、私は疑問に思ったので厳しい意見をつけました。今回、議論の中で上がってこなかったのも、他の委員の意見を聞きたいと思いました。

〔委員長〕

Cが付いたということはそれなりの評価となっているのですが、他の委員の方々コメントはありますか。

〔委員〕

桑名の病院の写真を見た時に思ったことは、木を利用したりすると香りもいいのかもしれませんが、病院の待合室で待っているお年寄とかケガや病を抱えた方に座り心地の悪い椅子じゃないのかなと、見た感じ思いました。実際、写真だけでは座り心地は分かりませんが、無理に木材を使ってソファを作ることの意味を感じませんでしたし、病院に来る人にとってはもっとクッション性のいい座り心地のいい椅子の方が良かったのではないかと、感じた事例でした。

〔委員〕

写真を見ると、木を使っているのは脚だけです。普通の椅子と変わらないと思います。普通のソファの脚が木になっただけで、座る部分は普通のもので金属だったり輸入材だったりする脚の部分が県産材にかわっているのだと思います。それが、ちょっとどうなのかと思ったのです。

木を使ったらなんでもみえ森と緑の県民税で買えるとなると、市町が本来、市町の予算で対応すべきものを、頑張って木を使うからみえ森と緑の県民税を活用しました、ちょっと木材を使用したらみえ森と緑の県民税を使える、という考えに流れていないかということです。

〔委員長〕

そういう傾向はありませんか。

〔四日市農林事務所〕

桑名市はこれまで26年度からこの制度が始まってからなかなか事業に取り組むことが少なくて、基金に積み立てておりました。

この基金について、桑名市民病院を建設するということだったので病院の調度類を木製にしてはどうかと投げかけたところ、「ぜひに」という雰囲気があったのは事実です。ただ、調度類について市民からの評価は高いです。良い施設ができたということで喜んでいきます。実際まだ、机や椅子が足りない、フロアが整備できたのは一部分だけですので、さらに今年度分も使って全フロアを用意していくとは聞いています。

〔委員長〕

いかがでしょうか。

〔事務局〕

税の目的から逸脱しないように、気をつけていきたいと思っています。

〔委員〕

木材利用の事業について、木材を使えば何でもできるという仕組みになっているので、今後の見直しも含めて、使用材積に対する支援にするなど、基準がないと少しでも木を使えば、みえ森と緑の県民税を活用できる、ということがみえ森と緑の県民税の趣旨としていいのか。

市町別にみると、どうしても人口の多い北部の市町で、大型施設の事業は金額

も大きくなりますし、そういう所で先ほどのバリアフリー歩道にしろ、病院の椅子にしろ、規模が大きくなってくると事業費も大きくなっていく中で、規模の小さい南部の市町は、その中で工夫をして使っている、と全体の雰囲気では見て取れます。次の新しい第2期目に入るみえ森と緑の県民税の使途、あるいは市町が使う森林環境譲与税（仮称）は、インターネット等で公開するから変な使い方はしない、と林野庁は言われますが、私は使い方を見てると、それはそのようにはいかないのではないか、やはり使い方はきちんと監視する必要があるのではないかと思います。

三重県の場合は、みえ森と緑の県民税の5年間で、市町にとっては、森林環境譲与税（仮称）を受ける時もトレーニングになったという印象をうけますが、そうであっても市町がどういう目的でこれを使っていくのか、ということをちゃんと説明できる体制を踏まえていただかないと、国側にしろ、県側にしろ、税の意味自体が疑われかねないと、率直に思っています。

〔事務局〕

次期対策については後半でお話させていただこうと思います。

〔委員長〕

以上で、平成29年度事業についてはよろしいでしょうか。

休憩を5分ほどはさみまして、その後、後半の部分に移りたいと思います。

## (2) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討

〔委員長〕

それでは再開したいと思います。

「みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討」に入りたいと思います。まずは事務局から国の森林環境税（仮称）の状況について報告をお願いします。

〔事務局〕

（資料5に基づき説明。）

〔委員長〕

今の説明に関してご意見ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、これを踏まえて、今日の議事といたしまして「みえ森と緑の県民税の施行状況」について検討していきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

(資料 6 に基づき説明。)

〔委員長〕

以上のようなパブリックコメント等のご意見を事務局にまとめていただきましたので、それをどのように反映させるかということで、事務局から最終案について説明をしてもらいたいと思います。

〔事務局〕

(資料 7 に基づき説明。)

〔委員長〕

これまでの 4 つの論点と、それに伴った 2 つの基本方針と 5 つの対策等について最終案で変わったところを説明していただきました。また論点の中で残っていましたが市町との配分の最終案等を示していただきまして、最後の部分に周知という点も加えた、ということで修正案も説明していただきましたが、これまでの説明の所で質問、ご意見等ありましたら、委員の方からお願いします。

〔副委員長〕

みえ森と緑の県民税の市町への配分方法について、先ほど、委員からのご懸念がありましたが、いわゆる都市部で、何に使おうかなと貯め込んでいて、施設があれば使えばいいや、ということがあり、そして南の方は困っているのだが、まだ足りていない、ということがあります。だとすると、人口割と森林面積割が 1 対 1 では、人口の多い北の方に配分されてしまうのではないのかという懸念があります。では、最終的にはどこが落としどころかというのは難しいのですが、そのあたりは現状と比べるとどう変わるのか、見通しなどがあれば教えてください。

〔事務局〕

資料 8 でご説明をさせていただきます。裏面をご覧ください。

均等配分、人口配分、森林面積配分がございしますが、3 分の 2 というところが大事でして、上から 3 行目に書いてあります。

今までのような形の基本枠という交付金を、市町交付金の総額の 3 分の 2 にさせていただいて、3 分の 1 を県と市町の連携枠と加算枠、加算枠は後で説明しますが、連携枠として、交付金のようなかたちで森林整備や獣害対策に重点的に配分できる枠としています。

加算枠に関してましては、森林面積の少ない所で、5市町に5年間で1000万円を上限として、1年間にすると200万円を交付します。これは配分が多い市町から、3分の1の連携枠は山のないところではできない事業になりますので、その分、都市部のことを考慮してあげなければいけないのではないかとのご意見がありました。山のない市町が森林環境教育や木育を実施するために1年間200万円くらいは必要ではないか、ということで判断をしながら、このような形でさせていただきたいと思っています。

大きく変わるところは、今までのような形の交付金が3分の2になり、3分の1が重点事業という形になって県と市町が連携して防災対策としての森林整備や獣害対策に取り組むことになりますので、そこが大きく変わると思います。

〔委員〕

市町の交付金の件なんですが、資料8の最後の所で、「市町は次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます」とありますが、現行の制度、平成30年度までの基金についても、次の見直しまでの期間という形で理解してよろしいですか。

〔事務局〕

今、21市町がみえ森と緑の県民税の基金を設置しています。これは平成30年度で全額活用されます。この21市町は今までどおり基金を設置させていただいて結構ですし、あとの8市町については基金が設置されていないので、設置してもいいし、基金を設置せずに、年々で使っていただいても結構です。

〔委員〕

5つの対策を整備されたので、大きな所としては木の薫る空間づくりの内容が、新たな対策4の森林環境教育・木育が行える場の整備と対策5の森林の総合利用のための整備に入ったということで、今までやってきた集会所や病院というのはやりづらくなるのかなと、津市と熊野市が行っていた地域材の住宅支援は外れていくのかなと思いますが、このあたりはどうでしょうか。

〔事務局〕

木の薫る空間づくりにつきましては対策3と対策4を組み換えさせていただきました。単なる木造・木質化というのは森林環境譲与税（仮称）でできますので、市町の判断ですが、そちらの方を使っていただければと思います。みえ森と緑の県民税では森林環境教育・木育の場づくりとして使いたいという意味で組み換えさせてもらって、例えば市町の庁舎の木造・木質化には森林環境譲与

税（仮称）を使っていたきたいという意味と、単なる木造住宅の支援については、今のところは難しいと考えていますが、検討中です。

〔委員〕

木の薫る空間づくりに木質バイオマスが入っていましたが、それが対策 2 に移ったということですよね。なぜ木の薫る空間づくりなのかなと思っていて、チップから木の香りがするのかなと思っていたのですが。

今日のパブコメを見ていて思ったのですが、パブコメの 35 ページ「荒れたまま放置された林道がいくつもあるため、みえ森と緑の県民税を活用して修復していただきたい」という意見に対して、「反映することが難しい」「既存の事業で対応しなさい」ということです。大きく崩れた場合は、既存の事業で実施できることはあるかと思いますが、昨今の雨の状況を見ると、林道が大きく崩壊するのを防ぐには日々の排水管理が大事かなと思います。

なかなかそのあたりを日常的に見るような仕組みがないかと思います。例えば市町単位でちょっとした補修みたいなもの、公共的な林道、あるいは作業道、あるいは民有地の中、集落有林を含めて、市町の判断でメンテナンス費用というのは、もしかしたら里山整備と同じような考え方で、県としてメニュー立てしなくても、その中の対応としてはあってもいいのではないかなと思います。パブコメの回答を見ていました。

〔事務局〕

131 番の意見では「林道」とはつきり書いてあるので、どのような林道なのかわからない所もあるのですが、「林道」と言われてしまうと、このようなお答えしできないのかなと思います。

〔委員〕

森と人をつなぐ学びの場づくりのところで、みえ森と緑の県民税の意見募集をした時に多くのご意見の中で子ども達に対する木育の奨励の意見が多数あったことも反映されてのことなのかなと思うのですが、資料 7 の 7 ページ 基本方針 24 番 「未就学児や児童生徒をはじめ様々な県民に」と出ている「様々な県民」という部分と、右横の②「都市住民と山村地域との交流など、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する」と出ている「多様な主体」とか「様々な県民」というのは子ども達以外のどういう人たちを想定している言葉なのかなと質問したいです。

〔事務局〕

「多様な県民」は「多様な主体」と同じように使っているのですが、NPO やボランティアや企業や地域住民という形で使っています。

〔委員長〕

「様々な県民」というのは、「多様な主体」とイコールということですか。

〔事務局〕

大人も含んでということです。

〔委員長〕

今日欠席の委員の方から意見がありましたら、ご紹介をお願いします。

〔事務局〕

欠席の委員からの意見は特にございませんでした。

〔委員長〕

それでは、他にご意見がないようでしたら、取りまとめたいと思います。最終的にご質問等ありましたら、この場でまとめの時間をとりたいと思います。いかがでしょうか。

〔委員〕

県の配分をもっと積極的に増やそうという意思はありませんか。

〔事務局〕

委員のご意見も踏まえつつ検討させていただきました。先ほど説明しましたように、市町の枠に森林対策を重点化するという事で、連携枠というのを設けて、今までの市の配分で3分の2になるということでご説明させていただきました。これについては市町からの様々な意見をいただいたところ、従来どおりの2分の1が良いなどのご意見もありましたが、一定程度ご理解をいただけたかなと思っています。一方で、市町と県というのはやはり連携してこのみえ森と緑の県民税の取組を進めていく必要がありますので、一方的に県の配分を広げるというのは難しいということも実感としてあります。

〔委員長〕

それでは、今日の議論を総括しますと、論点2につきまして2つの基本方針と5つの対策、先ほどの対策4の名称を変更して最終案のとおりとしたいと思いま

す。それから、事業実施の 3 原則、新たな取組の実施についても最終案の通りとしまして、論点 4 の税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境譲与税（仮称）との関係についても最終案のとおりとしたいと思います。最後に論点 1 の制度の継続については次回もう一度、議論する機会がありますので、再度全体をとおして評価委員会としての結論を出したいと思います。以上を総括としたいと思います。いかがでしょうか。

それではこれで予定していました議事は全て終了しましたので、事務局へお返しします。委員の皆さまご協力ありがとうございました。

〔司会〕

4 点ほどお知らせがあります。

一つ目、今後の予定です。次回 8 月 24 日に第 3 回の評価委員会として、平成 29 年度分の事業の評価についてご議論をいただきます。評価の答申案の作成にあたりまして、各委員の皆さまには事業の実績に対する最終評価、答申に加えると思われる内容につきまして 8 月 7 日までにご提出をお願いします。最終評価にあたりまして、事前にいただきました電子ファイルを各委員に返送させていただきますので、こちらをご利用していただきます。

二つ目はお配りしました、チラシの県民税の平成 29 年度の成果発表会についてです。8 月 6 日 13 時半から教育文化会館において平成 29 年度事業の成果を発表させていただきますので、委員の皆さまにおかれましても、ご参加いただければと思います。

黄色のチラシですが、7 月 7 日から 9 月 2 日まで「おもちゃ大好き」という企画展をしております。この期間中にタイアップして「ミエトイ・キャラバン in MieMu」という木育のイベントとワークショップを共同開催しておりますので、そちらにも脚をお運びいただければと思います。

最後に、9 月 22 日に東京にて国税の関係で森林経営管理法のセミナーが開催されますので、ご案内させていただきます。

以上です。

本日は長時間にわたりまして、熱心なご議論ありがとうございました。これをもちまして平成 30 年度第 2 回のみえ森と緑の県民税評価委員会を終了します。